

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課

介護保険最新情報

今回の内容

改正介護保険法に係る周知用のリーフレットの送付に
ついて

計2枚（本紙を除く）

Vol.467

平成27年4月10日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3919)
FAX：03-3503-2740

事務連絡
平成 27 年 4 月 10 日

各都道府県 介護保険担当部（局） 御中
各市区町村 介護保険担当部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課

改正介護保険法に係る周知用のリーフレットの送付について

平素より介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護保険制度改正については、本年 4 月以降、順次施行されておりますが、介護保険サービス利用者にご負担をお願いする改正事項等については、丁寧な周知広報を行っていくことが重要と考えております。

こうした観点から、本年 4 月施行の制度改正のうち、特に介護保険サービス利用者等にとって関心が高いものとして、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に限定する制度改正について周知用のリーフレットを作成しました。

各自治体におかれましては、関係団体、関係機関や介護サービス事業者に情報提供いただくとともに、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際にご利用ください。

また、今回送付したリーフレットについては厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html）に掲載しておりますので、関係団体等への情報提供にご活用ください。

なお、本年 8 月施行の制度改正のうち、特に介護保険サービス利用者にご負担をお願いする改正事項等として、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し、高額介護サービス費の負担限度額の見直し、食費・部屋代の負担軽減の見直し及び特別養護老人ホームの相部屋代の負担の見直しについても同様のリーフレットやポスターを準備しておりますので、後日送付させていただく予定です。

平成27年
4月から

特養に入所できるのは 原則として要介護3以上の方となります

特別養護老人ホームは、これまでも、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成27年4月から、原則として、要介護3以上の方のみが入所できることとなります。

なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

Q 特別養護老人ホームはどんなところですか？

A 特別養護老人ホームは、特に、重度の要介護状態である高齢の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。

Q どうして要介護3以上の方に入所が限定されるのですか？

A 現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃいます。

そのような方が、これまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所することができるよう、原則として要介護3以上の方だけが入所できるよう見直すこととしました。

Q 要介護1や2で、入所が認められるのはどのような場合ですか？

A 要介護1や2の方が特例的に入所できるのは、以下のような考慮事項を勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

Q 要介護1や2で、入所するための手続きを教えてください。

A 特別養護老人ホームに入所申込みをする際に、特別養護老人ホーム以外での生活が困難である事情について、申込書等に記載していただく必要があります。

施設は、その申込みを受けて、必要に応じて市町村の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当か、検討していくこととなります。